

大分県正社員化促進支援奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇改善を図るため、大分労働局のキャリアアップ助成金（正社員化コース又は障害者正社員化コースに限る。以下、まとめて「正社員化コース等」という。）を受給した場合に、当該事業主に対し、この要綱の定めるところにより、大分県正社員化促進支援奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内で支給する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、大分労働局のキャリアアップ助成金に準じ、次の（1）から（16）までに定めるものとする。

（1）「正規雇用労働者」とは、次のアからオまでのいずれにも該当する労働者とする。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。

エ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。

オ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に、長期雇用を前提として賞与又は退職金制度の実施及び昇給の実施が規定され、当該規定が適用されている労働者であること。

（2）「短時間労働者」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項、又は短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者をいう。

（3）「派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条に規定する派遣労働者をいう。

（4）「無期雇用労働者」とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者（短時間労働者及び派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者を含む）のうち、正規雇用労働者、多様な正社員以外のものをいう。

（5）「有期雇用労働者」とは、期間の定めのある労働契約を締結する労働者（短時間労働者及び派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む。）をいう。

（6）「勤務地限定正社員」とは、次のアからオまでのいずれにも該当する労働者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 就業規則等に規定する所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の就業規則等に規定する所定労働時間と同等の労働者であること。

エ 勤務地が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の勤務地に比べ限定されている労働者であること。

オ 賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条

件について、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の正社員待遇が適用されている労働者であること。

(7) 「職務限定正社員」とは、次のアからオまでのいずれにも該当する労働者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 就業規則等に規定する所定労働時間が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の就業規則等に規定する所定労働時間と同等の労働者であること。

エ 職務が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の職務に比べ限定されている労働者であること。

オ 賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の正社員待遇が適用されている労働者であること。

(8) 「短時間正社員」とは、次のアからエまでのいずれにも該当する労働者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の所定労働時間に比べ短い労働者であること。

エ 賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の正社員待遇が適用されている労働者であって、時間当たりの基本給、賞与、退職金等の労働条件が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者と比較して同等である労働者であること。

(9) 「多様な正社員」とは、勤務地限定正社員、職務限定正社員及び短時間正社員をいう。

(10) 「有期雇用労働者等」とは、次のア又はイのいずれかを満たす労働者とする。

ア 無期雇用労働者

イ 有期雇用労働者

(11) 「有期から正規」とは、有期雇用労働者から正規雇用労働者又は多様な正社員への転換及び有期雇用の派遣労働者を正規雇用労働者又は多様な正社員へ直接雇用した場合をいう。

(12) 「無期から正規」とは、無期雇用労働者から正規雇用労働者又は多様な正社員への転換及び無期雇用の派遣労働者を正規雇用労働者又は多様な正社員へ直接雇用した場合をいう。

(13) 「有期から無期」とは、有期雇用労働者から無期雇用労働者への転換をした場合をいう。

(14) 「転換等」とは、「有期から正規」、「無期から正規」又は「有期から無期」のことをいう。

(15) 「中小企業事業主」とは、その資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主にあつては1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては100人）を常態として超えない事業主をいう。

(16) 「就職氷河期世代」とは、1968（昭和43）年4月2日から1988（昭和63）年4月1日までの間に生まれた者をいう。

(支給対象事業主)

第3条 奨励金の支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 令和6年4月1日以降に大分労働局のキャリアアップ助成金に係るキャリアアップ計画に基づき転換等を行い、大分労働局長から令和7年4月1日以降に正社員化コース等の交付決定通知を受けていること。
- (2) 前号のキャリアアップ助成金の申請の時に中小企業事業主であること。
- (3) 第1号のキャリアアップ助成金に係る支給対象労働者を第5条に規定する支給の申請の時まで賃金を下げることなく継続して雇用していること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(支給金額)

第4条 奨励金は、第3条第1号のキャリアアップ助成金に係る支給対象労働者1人当たり5万円を支給する。ただし、当該支給対象労働者が就職氷河期世代である場合は、支給対象労働者1人当たり5万円を加算するものとする。

(支給の申請)

第5条 奨励金の支給を受けようとする支給対象事業主（以下「申請事業主」という。）は、大分労働局長からの正社員化コース等の支給決定の通知があった日から令和8年2月27日までに大分県正社員化促進支援奨励金支給申請書兼請求書（様式第1号）（以下「支給申請書兼請求書」という。）に次の(1)から(4)までに掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、支給の申請は、同一の支給対象労働者につき1回限りとする。

- (1) 正社員化コース等の支給決定通知書の写し
- (2) 正社員化コース等の支給申請書の写し
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) その他知事が必要とする書類

(支給の決定等)

第6条 知事は、前条の規定により申請書兼請求書の提出があったときは、内容を審査の上、奨励金を支給すべきと認めた場合は、速やかに支給の決定をし、申請事業主に通知するものとする。

2 支給の決定の通知は、申請事業主が指定した口座への入金をもって行ったものとする。

(支給決定の取消等に係る報告)

第7条 奨励金の支給を受けた事業主は、正社員化コース等の支給決定取消や返還命令があった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(支給決定の取消)

第8条 知事は、奨励金の支給を受けた事業主が次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合

は、奨励金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 正社員化コース等の支給決定取消や返還命令があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。）により当該奨励金の支給を受け、又は受けようとした（以下「不正受給」という。）とき。
- (3) 第2条又は第3条の要件を満たさないことが判明したとき。

（奨励金の返還）

第9条 知事は、前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励金が支払われているときは、奨励金の支給を受けた事業主に期限を定めてその返還を命じる。

（不正受給した場合の措置）

第10条 奨励金の支給を受けた事業主が不正受給を行った場合は、以下の取扱いとする。

- (1) 不正受給が判明した日以降、この要綱に定める奨励金は支給しない。
- (2) 当該不正受給を行った事業主の名称、所在地及び不正の内容を大分労働局等関係機関に情報提供するものとする。

（奨励金の経理等）

第11条 奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金にかかる帳簿及び関係書類を奨励金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（調査）

第12条 知事は、奨励金の支給を受けた事業主に対して、支給対象労働者の雇用状況等の内容を確認するために、調査を実施することができる。

（書類の提出）

第13条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

2 第5条に定める支給の申請については、郵送のほか、電子申請で行うことができる。なお、電子申請による場合は、第1号様式及び第2号様式は、その内容を入力したデータで提出することができる。

附則

この要綱は、令和7年度当初予算に係る正社員化促進支援事業から適用する。